

27 西審個議第 7 号
平成 27 年 5 月 28 日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

西東京市個人情報保護審議会
会 長 横 澤 利 昌

個人情報の収集及び目的外利用について

平成 27 年 5 月 11 日付 27 西子字第 270 号の諮問に対し、別紙のとおり答申します。

別紙

個人情報収集及び目的外利用についての答
申

平成 27 年 5 月 28 日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

次に掲げる事務の流れにおける個人情報の取扱いについて、審議会の了解を得たい旨の諮問が市長からあった。

- (1) 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金（以下これらを「臨時給付金等」という。）の支給事務並びに多子世帯・ひとり親世帯生活支援券（以下「生活支援券」という。）の交付事務（以下これらを「本件事務」という。）に際し、対象者の把握のため、次に掲げる担当部署が市の実施機関内部及び東京都（臨時給付金等に限る。）から、必要とする個人情報の提供を受ける。

ア 臨時福祉給付金 健康福祉部生活福祉課

イ 子育て世帯臨時特例給付金 子育て支援部子育て支援課

ウ 生活支援券 子育て支援部子育て支援課

- (2) 担当部署では、提供された個人情報により臨時給付金等については支給見込対象者を、生活支援券については交付対象者を抽出し、申請書の送付を行う。
- (3) 申請のあった臨時給付金等及び生活支援券の支給・交付決定に当たり、担当部署は、提供された個人情報により、臨時給付金等の支給事務については支給要件に該当するかどうかを審査し、生活支援券の交付事務については、対象者であることを確認する。なお、臨時給付金等の申請書には、支給に必要な個人情報を市が公簿確認することへの同意欄を設け、本人同意を得る予定である。

第2 個人情報の種類

担当部署が提供を受ける個人情報の種類及び情報保有機関は、次のとおりである。

[表1 臨時福祉給付金対象者関係データ]

	項目	必要とする個人情報	個人情報保有機関
1	住民基本台帳	平成27年1月1日（以下この表において「基準日」という。）及びその後における死亡者、転出者の氏名、生年月日、性別、住所及び続柄	市（市民課）
2	生活保護	ア 基準日における被保護者の氏名、生年月日、性別及び住所 イ 平成27年1月2日から10月	市（生活福祉課）

		1日までに保護が廃止又は停止となった者の氏名、生年月日、性別及び住所	
3	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付	ア 基準日における支援給付の受給者の氏名、生年月日、性別及び住所 イ 平成27年1月2日から10月1日までに支援給付が廃止又は停止となった者の氏名、生年月日、性別及び住所	市（生活福祉課）
4	配偶者からの暴力を理由とした避難事例	基準日現在に配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者及び同伴者の氏名、生年月日、性別、住民登録上の住所及び現住所	市（市民課、保険年金課、子育て支援課及び協働コミュニティ課）
5	施設入所等児童等	施設入所又は里親の元に措置されている児童等の氏名、性別、生年月日及び入所等年月日	東京都
6	措置入所高齢者	虐待を受けたことにより、施設に入所している高齢者の氏名、生年月日、性別、住民登録上の住所及び入所等年月日	市（高齢者支援課）
7	措置入所障害者	虐待を受けたことにより、施設に入所している障害者の氏名、生年月日、性別、住民登録上の住所及び入所等年月日	市（障害福祉課）

[表2 子育て世帯臨時特例給付金対象者関係データ]

	項目	必要とする個人情報	個人情報保有機関
1	住民基本台帳	平成27年5月31日（以下この表において「基準日」という。）及びその後における死亡者、転出者の氏名、生年月日、性別、住所及び続柄	市（市民課）
2	配偶者からの暴力を理由	基準日現在に配偶者からの暴力を	市（市民課、保険年金

	とした避難事例	理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者及び同伴者の氏名、生年月日、性別、住民登録上の住所及び現住所	課、子育て支援課及び協働コミュニティ課)
3	施設入所等児童	施設入所又は里親の元に措置されている児童の氏名、性別、生年月日及び入所等年月日	東京都
4	児童手当	平成27年6月分の受給者及び平成27年度支給対象者の氏名、生年月日、性別、住所及び振込口座	市（子育て支援課）

[表3 生活支援券交付対象者関係データ]

	項目	必要とする個人情報	個人情報保有機関
1	住民基本台帳	ア 平成9年4月2日以後に生まれた子どもの氏名、生年月日、住所、続柄、筆頭者及び世帯主 イ 平成27年6月1日及びその後における死亡者、転出者の氏名、生年月日及び住所	市（市民課）
2	児童育成手当	平成27年5月分の受給者の氏名、生年月日、性別及び住所並びに支給対象児童の氏名、生年月日及び住所	市（子育て支援課）

第3 審議会の結論

審議会は、諮問のあった本件事務に伴う個人情報の収集及び目的外利用並びに本人通知の例外的な取扱いについて次のとおりとする。

- (1) 個人情報を本人以外から収集すること及び目的外利用することについて
本件事務のために該当者に係る個人情報を、本人以外のものから収集すること（西東京市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第2項第5号に該当すること。）及び市の実施機関内部（第2に掲げる個人情報保有機関）が目的外利用すること（条例第10条第2項第4号に該当すること。）を、いずれも認める。
- (2) 収集及び目的外利用したことを本人へ通知しないことについて
本人以外のものからの個人情報の収集及び市の実施機関内部での目的外利用に係る本人への通知を行わないこと（条例第8条第3項及び第10条第

3項の各例外に該当すること。)を認める。

第4 審議会の判断理由

審議会は、本件事務に係る個人情報の収集及び当該個人情報の取扱い並びに個人情報保有機関から担当部署への個人情報の提供に関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

1 個人情報の本人からの直接収集の例外及び市の実施機関内部での目的外利用について

(1) 公益上の必要性

今回の諮問のうち、臨時給付金等に関して、実施機関からは、昨年度限りとしていた事業の支給要件等を変更し、1年間延長して実施すること及び庁内における所管部署を変更することに伴い、改めて諮問するものであるとの説明があった。

臨時給付金等の支給に係る個人情報の取扱いについては、平成26年5月に西東京市長から諮問を受け、本審議会において審議の上、個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用並びに本人通知の例外について、いずれも公益上の必要性があるとの答申（以下「前年度答申」という。）を行っている。

また、生活支援券交付事業については、今年度から新たに実施する事業であるが、臨時給付金等と同様に住民基本台帳等に記録された個人情報を用いて対象者の抽出及び支給要件の確認を行うものである。

これらの事業に関し、支給要件等を確認し、支給事務を円滑かつ速やかに執行するために、市及び外部機関が保有する個人情報を活用することには、前年度答申と同様に公益上の必要性が認められると判断した。

(2) 市の個人情報の管理体制等

本件事務に係る個人情報の管理について、実施機関から以下のとおり説明を受けた。

ア 提供を受けた対象者の個人情報に関する物理的セキュリティ対策としては、紙媒体によるものについては各担当部署が施錠可能なロッカーに保管する。電子情報は、臨時給付金等については専用システムに取り込んで保管し、生活支援券については専用端末にExcelファイル形式で保管する。当該専用システム及び専用端末に保管されている情報については、アクセスを許可された職員に対してパスワードを発行するなどして、不正なアクセスを防止する対策をとる。

イ 人的セキュリティ対策としては、当該個人情報は、各担当部署の職員及び市との契約により派遣会社から派遣される事務補助員に限り取り扱うことができるものとし、各事業担当課長が管理責任者として

適正に管理する。

ウ 支給事務終了後、不要となった個人情報速やかに廃棄又は消去し、必要な情報のみを紙媒体又は庁内サーバ上のデータに保管する。

以上の説明から、審議会は、提供を受けた個人情報の管理体制は十分に措置されることになると判断したが、支給事務の過程における個人情報の取扱いに関して万全を期すため、第5 附帯意見において述べる事項に特に留意されたい。

2 収集及び目的外利用したことを本人へ通知しないことについて

審議会は、収集及び目的外利用したことの本人への通知については、収集した個人情報の利用範囲が市内部に留まること、支給対象者が多数に上がることが見込まれ、本人に通知することにより支給事務の実施に支障をきたす恐れがあることから、行わないことについて妥当であると判断した。

第5 附帯意見

本答申を出すに当たり、市に対して次の意見を申し添える。

1 支給事務に従事する派遣社員に対し、個人情報保護の徹底を求めることについて

(1) 本件事務は、短期間のうちに多数の申請書等の処理をする必要があることから、前年度に実施した臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給事業と同様に、市職員のほか、派遣社員による事務処理を予定しているとの説明を受けた。

(2) 正規職員以外の者が住民の個人情報を取り扱うことについては、漏えい等に係るセキュリティリスクの懸念があることから、本審議会では、前年度答申の附帯意見において、研修等の実施により派遣社員等に対する個人情報保護の周知徹底を図ることを求めたところである。

このことに対し、市からは、前年度の給付金支給事業の実施前に派遣社員等全員に個人情報保護に関する研修を実施し、漏えい等の事故を発生させることなく支給事業が完了したとの説明があった。

(3) 今年度の給付金支給事業については、庁内における所管部署を前年度から変更するとのことであるが、事業を引き継ぐ部署においては、引き続き研修等の実施により派遣社員等に対する個人情報保護の周知徹底を図るよう努められたい。

(4) また、新規事業として実施する生活支援券の交付事業についても、臨時給付金等の支給事務と同様の周知徹底を図られたい。

2 不要となった個人情報の廃棄を確実に実施することについて

本件事務の実施のため提供を受ける個人情報については、各事業完了

後、必要とする部分を除いて廃棄又は消去をすとの説明があった。所管部署においては、当該廃棄又は消去を実施するに当たり、以下の点に特に留意されたい。

(1) 管理責任者の承認に基づき、個人情報を確実に廃棄又は消去すること。

条例第9条第1項の規定により、実施機関は、個人情報の保管等に関し個人情報管理責任者を定め、適正な維持管理を図ることとされ、また、同条第2項により、不要となった個人情報については、速やかに廃棄又は消去することとされている。

本件事務終了後、不要となった個人情報を廃棄又は消去するに当たっては、これらの規定に則り、必ず管理責任者による承認を経た上で確実に個人情報の廃棄又は消去を実施することとし、事務担当者等だけで廃棄等を実施することのないよう注意されたい。

(2) 廃棄又は消去の実施について文書等による記録を残すこと。

前述のとおり、個人情報の適正な維持管理及び不要となった個人情報の廃棄等は、条例第9条の規定により、実施機関の責務とされている。

実施機関においては、当該規定に基づき、個人情報の適正な維持管理及び廃棄等を行うことは当然であるが、同時に、それらの事務が適正に行われたことを実施機関以外の第三者が検証できるよう、記録を整備することも求められる。

審議会としては、(1)で述べたとおり、本件事務に係る個人情報について、事業終了後、確実に廃棄等を実施することを求めるものであるが、併せて、廃棄等の実施状況を検証できるよう、当該廃棄等についての記録を整備しておくこととされたい。

第6 審議経過

審議会の開催日	内容
平成27年5月11日	諮問及び審議
平成27年5月28日	答申

以上